

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者 指定番号 (8から始まる8桁の数字)	8	※市町村ごとに異なります
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	
	氏名	
	電話	(内線)
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法
1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. その他 (事由・理由)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
5. 支払少額 6. 支払不定期 7. 解散・合併 8. 死亡 ↓ 死亡の場合下記 相続人の氏名等 ご記入ください。		
相続人の氏名等		勤続年数
氏名	続柄	年
住所	退職所得	
電話	円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		円	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	8	受給者番号		新しい勤務先では 月割額 _____ 円を	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地	〒	連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番号	課・係	月分	
フリガナ			氏名	から徴収し、納入します。	
氏名又は名称			電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
法人番号			(内線)	納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111番地 稲城市役所市民部課税課市民税係

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
 3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 2 「転勤、再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受けて記載し、新勤務先へ送付願います。
 3 「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載し、新勤務先へ送付願います。
 4 「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載し、新勤務先へ送付願います。
 5 「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載し、新勤務先へ送付願います。
 6 「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載し、新勤務先へ送付願います。
 7 「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載し、新勤務先へ送付願います。
 8 「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載し、新勤務先へ送付願います。